

れる人々は、皆鬘斗目半袴を著せり、

〔榮花物語月一の宴〕冷泉院のきさいのみや^子昌みこもおはしまさすつれづれなるを、この八宮村

上皇^子永平親王、ここにえたてまつりて、かやはし奉らんとなんのた給はするといふことを、宰相

母藤原濟時女、^時濟つたへき、給て、^略中いみじうしたて、ゐてたてまつりたまへれば、^略中かぎりなくあて

におほどかにおはするなめりとおぼしけり、^略中 天祿三年になりぬ、ついたちには、かの宮御さ

うぞくめでたくしたて、みやへいらせたてまつり給聞え給ふべきことを、このたびはわすれ

て、をしへたてまつり給はずなりにけり、宮には、八宮参らせたまひて、御まへにてはいしたてま

つり給へば、いとくあはれに、うつくしとみたてまつらせたまふ、心ことに御まへとねなどまゐ

り、さるべき女房たちなど、花やかにさうぞきつ、いでゐていらせ給へと申せば、うちふるまひ

いらせ給ほど、いとうつくしければ、あなうつくしやなどめできこゆる程に、まねにいとうる

はしくゐさせ給て、なにごとをきこえ給べきにかと、あつまりてあふぎをさしかくしつ、おし

こりてみなゐなみて、かつはあなはづかしや、小一條のひめぎみの御かたの、いみじからんもの

をなど、きこえあへる程に、うちこはづくりて申いで給事ぞかし、いとあやし、御なやみのよしう

け給はりてなん参りつる事と申給ものか、こぞの御なやみのをりにまゐりたまへりしに、宰相

のをしへきこえ給しことを、正月のついたちのは、いらいにまゐりて申給なりけり、宮の御前あ

きれてものもの給はせぬに、女房達なにとなくさとわらふよがたりにもしつべきみやの御こ

とばかなとさ、めき、まのびもあへずわらひの、しれば、いとほしたなくかほあかみてゐ給ひ

て、いなやをちの宰相の、こぞの御こ、ちのをりまゐりしかば、かう申せといひしことを、けふは

いへば、なでうこれがをかしからん物わらひいたうしける、女房たちおほかりけるみやかな、や

くなしまゐらじと、うちむつかりてまかで給ふありさまあさましうをかしようなむ。